

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>19の4-1 (4) ハ 傷病について<u>厚生労働大臣</u>が療養の必要があると認定したもの</p> <p>19の4-2 (5) (3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による<u>厚生労働大臣</u>の認定を受けている者</p> | <p>19の4-1 (4) ハ 傷病について<u>厚生大臣</u>が療養の必要があると認定したもの</p> <p>19の4-2 (5) (3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による<u>厚生大臣</u>の認定を受けている者</p> |